

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和5年4月)

1. 開催日時 令和5年4月25日(火)
午後1時30分から午後2時20分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 16人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 3人

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第16号 農用地利用集積計画の決定について
- 第5 報告事項(1)農地法第5条第1項第6号及び第7号の規定による届出について
- 第6 報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
- 第7 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	尾西稔生
局長補佐	原田裕充
主査	森本佑治

8. 議事進行

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和5年4月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、1番 松本委員、2番 山口委員、4番 原田委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、当分の間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長 (会長挨拶)

議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、3番、野上委員、19番、南園委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、

議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 4件

議第16号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項(1)農地法第5条第1項第6号及び第7号の規定による届出について

報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について

報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

でございます。

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

- 議 長 なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。
- 議 長 それでは、議第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。
- 議 長 まず最初に、議第14号1番の、売買による所有権の移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。2筆でございます。位置図については、資料1です。
申請地の所在は、鴨島町知恵島字西知恵島及び鴨島町栗島字前須賀、台帳地目は共に畑、現況地目は田及び畑、合計面積は、1,817㎡です。申請地は利用権設定により譲受人が長年耕作してまいりました。譲渡人自身は、現在耕作はしておらず、後継者も不在で、譲受人に相談の上、今回の売買に至ったとのことです。譲受人は自作地3,012㎡のニンジンに加え、申請地では引き続き、水稻とスイートコーンを作付けする予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、17番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 17番 17番、瀬尾です。譲受人は、熱心に農業をされている方ですので何ら問題はないように思います。よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第14号1番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- （質疑なしとの声）
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号1番について許可することに、ご異議ございませんか。
- （異議なしとの声）
- 議 長 異議なしということでございますので、議第14号1番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。3筆でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、川島町桑村字南寺、地目は、台帳、現況共に1カ所が畑、残りが田で、合計面積は783㎡です。譲渡人は、県外在住で農業は行っておらず、申請地も管理のみをお願いしていたようです。譲受人は、両親が農業を営んでおり、本人も自営業の傍ら農業を手伝っているとのことで、市外在住ではありますが、吉野川市に農業の拠点を置くことを考えており、今回の農地と併せて空き家も売買により取得したとのことです。申請地では、ナス、キュウリ、白菜、大根を作付けするようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

本日欠席されていますが、担当の松本委員から、現地調査の結果について事前に連絡があったそうです。事務局からお願いします。

事務局

松本委員からは、現地調査の結果、今回の売買については特に問題は無いとのことでございます。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第14号2番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第14号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

3番でございます。3筆でございます。議案書は1頁から2頁にかけての記載となります。位置図については、資料3です。

申請地の所在は、川島町学字峯八、地目は、台帳、現況共に畑及び田、合計面積は2,543㎡です。譲渡人ふたりは、申請地を相続により取得しており、農業をする予定はありません。譲受人は、3月に県外から吉野川市に移住しており、自営業の傍ら農業に従事する模様です。農地取得後は、柿や梅、シキビを作付けする予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。耕作放棄地になるより売買で話が決まったので良かったと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第14号3番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第14号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、山川町堤外、地目は、台帳、現況共に畑、面積は600㎡です。譲渡人は、県外在住で、申請地については譲受人に草刈り等の管理を依頼していました。今後の管理について譲受人に相談したところ、耕作目的で農地を取得する話がまとまった模様です。譲受人は農家で、自作地1,180㎡、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、ほうれん草、小松菜などの葉物野菜を作付けする予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、9番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 9番、川端です。ただいま説明があったとおりでございますが、少し補足説明をさせていただきます。譲受人が今までこの土地を管理してましたので相談があったそうです。現状、畑として耕作されておりますので何ら問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第14号4番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ご

ざいませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第14号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況共に畑、面積は107㎡です。譲渡人は、県外在住のため申請地の管理ができず、現状は耕作放棄地となっています。隣地に居住している譲受人に相談したところ、農地として使用してもらえることとなり、今回の売買に至ったようです。譲受人は、自作地1,413㎡で、主に米を栽培しており、申請地では、野菜を作付けする予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、南園です。事務局ご説明のとおりであります若干補足説明をいたします。譲渡人は、他県に在住しておりまして、両親が住まいをしておりました居宅があるわけなんです、もう帰ってくるような見込みはないということでございます。今回対象になっている土地は、譲受人宅の玄関先ということで、譲渡人のご両親がいた時は野菜を作るなりして管理ができていたんですが、ご両親の死後、長い間放棄地となっております。かなり樹木も大きくなっておりまして、草も生え放題で、手入れをするには手間がかかるというところでございますが、譲受人が自宅の玄関先ということで、この度売買により手入れをしようということでござます。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第14号5番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第14号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、6番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 6番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は、川島町桑村字神後、地目は、台帳、現況共に田、面積は669㎡です。

譲渡人は、県外在住で、申請地については以前より譲受人が管理をしていました。

譲受人は、現在、経営規模の拡大を図っており、この度、譲渡人の所有農地を全て譲り受けることになったとのことです。

譲受人については、有限会社であり、20年以上、法人として農産物の生産・販売を行っています。作付面積は46,782㎡、主な生産物は人参、スイートコーン、ナスです。申請地でも同様に野菜を作付けする予定とのことです。

また、令和5年4月12日付けで、農地所有適格法人報告書の提出があり、事務局において、提出書類と関係者からの聞き取りにより、内容を精査したところ、農地所有適格法人としての要件を全て満たしておりました。これにより、法人名義での、本市の農地の取得が可能となっております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、15番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

15番 15番、阿部です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、譲受人については、議第16号にもありますとおり、農地利用集積計画についてもあがってきております。また、法人化される以前より専業農家として農業経営をしており今後継続的に農業経営が続けられると思われますので、何ら問題ないと思います。どうぞよろしくご審議お願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第14号6番の、贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第14号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第14号6番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3頁をご覧ください。1番でございます。2筆でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字北門、地目は、台帳、現況共に田、合計面積は1,572㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル170枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金889万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、年3回以上草を刈る予定です。

土地の境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から1m程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。

加えて、申請地は飯尾川周辺ということもあり、浸水の可能性を考慮した上での施工とするように告げております。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野でございます。少し補足説明をさせていただきます。4月20日に会長、事務局と共に現地確認をさせていただきました。申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。申請地につきましては、雑草管理はされているものの長年未耕作地域の農地でございます。飯尾川、唐谷と言いますが、隣接地で、降雨時には一面浸水する区域ですので、造成整備が河川の護岸より高くなると北側地域に影響が出るかもしれませんので、事務局が説明されましたとおり土地の整備に関しては現状高でお願いしたいように思います。南側には住宅がございますが一段高くなっておりますので整備はされても影響はないものと考えてお

ります。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第15号1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第15号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第15号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。5筆でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字大東で、地目は、台帳、現況共に畑及び田、合計面積は1,684㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル170枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金944万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで、年3回以上草を刈る予定です。
民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から60cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本でございます。ただいま詳細については事務局から説明があったとおりでございます。当申請地につきましては、太陽光発電施設ということで、その周辺においても同様の施設が既に設置されているところが多々あります。事業に当たる会社も、現在県内で複数の工事を進めているようで非常に活発にやられている。以上から転用については特に問題はないと思われま。よろしくご審議の程お願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第15号2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第15号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第15号2番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして3番の、使用貸借権設定による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4頁をご覧ください。3番でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町上下島字中ノ丁、地目は、台帳、現況共に畑、面積は319㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、借人は、他県在住でしたが、帰県し、実家の南側対測地である実父所有の申請地を借り受け、居宅を新築する計画のようです。申請地には、木造平屋建て住宅、延べ床面積124.25㎡を建築する計画で、事業費は借入資金3,700万円を予定しています。

土地の造成については、北側道路接地面以外は新設のL字型コンクリート擁壁で囲い、盛土により高さ調整を行うとのことですので、土砂等の流出はありません。給排水については、市上下水道を使用します。雨水排水についても雨水枡に集水し、北側道路側溝へ放流しますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚でございます。ただいま事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。貸人、借人は親子関係で、実家の南側に新築されるそうです。別段何ら問題はないと思われますので、よろしくご審議お願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第15号3番、使用貸借権設定による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第15号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第15号3番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして4番の、所有権移転による宅地への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、山川町久宗、地目は、台帳、現況共に田、面積は485㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。始末書の提出がございます。

(始末書を読む)

ただいま読み上げました始末書のとおり、申請地は農地ではありますが、転用許可を得ることなく、以前から家屋が存在しております。譲渡人は、他県在住で、高齢のため、申請地及び家屋の管理ができなくなっており、近くに住む譲受人に相談し、贈与の話がまとまったようでございます。譲受人は、家屋は居宅としてそのまま利用し、敷地も庭として竹を取り除き、ツツジ、サザンカ等を植えるとのことです。造成等はいたしませんので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、始末書のとおりの内容につき、追認許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、12番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番 12番、真相でございます。事務局から説明があったとおりで、問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第15号4番、所有権移転による宅地への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第15号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第15号4番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 次に、議第16号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の5頁をご覧ください。議第16号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。

農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和5年4月12日付け5吉農林第29号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

位置図については、資料10です。農用地区分は、全て農用地区域内農地(青地)でございます。所在は、川島町川島字城北東、地目は、台帳、現況共に畑及び田、合計面積は7,524㎡で、今回の、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法による認定農業者等が事業を拡大するため、農振農用地区域内農地を取得し、また、経営面積要件等の審査基準を満たした場合、優遇措置の対象となるものでございます。

事務局により審査を行った結果、適当と認められますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、議第16号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第16号につきましては、承認されました。

議 長 次に、報告事項(1)農地法第5条第1項第6号及び第7号の規定による届出について、報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について、報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項第6号及び第7号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の6頁をご覧ください。1番でございます。2筆でございます。位置

図については、資料11です。

所在は、鴨島町鴨島字殿郷、地目は、台帳、現況共に、畑、合計面積は578㎡でございます。転用後の用途は、売買により駐車場として利用するようです。令和5年3月9日に届出が提出され、同日で受理、令和5年3月15日にその旨を通知しました。

2番でございます。3筆でございます。位置図については、同じく資料11です。

所在は、鴨島町鴨島字殿郷、地目は、台帳、現況共に、畑、合計面積は324㎡でございます。転用後の用途は、売買により駐車場として利用するようです。令和5年3月9日に届出が提出され、同日で受理、令和5年3月15日にその旨を通知しました。

3番でございます。位置図については、資料12です。

所在は、鴨島町喜来字松本、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は1,074㎡でございます。転用後の用途は、売買により宅地分譲されるところです。令和5年4月6日に届出が提出され、同日で受理、令和5年4月12日にその旨を通知しました。

事務局

○報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の7頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料13です。

照会地の所在は、川島町栗村字西谷、地目は、台帳、現況共に畑、面積は617㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年4月6日付けで回答したものでございます。

2番でございます。位置図については、同じく資料13です。

照会地の所在は、川島町栗村字山ノ神、地目は、台帳、現況共に畑、面積は726㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年4月6日付けで回答したものでございます。

事務局

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の8頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、4件5筆でございます。

内訳と致しまして、利用権設定の賃貸借権の合意解約が2件3筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が2件2筆、でございます。

以上でございます。

議長

報告事項(1)から(3)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

○活動記録簿について
○タブレット端末及び操作説明会について

議 長

それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたこと
を感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後2時20分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記